（医療経営支援課の所掌事務）

第三十四条　医療経営支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　医療法人に関すること。

二　病院、診療所及び助産所の経営管理に関すること。

三　国立ハンセン病療養所の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

四　国立ハンセン病療養所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

五　国家公務員共済組合法第三条第二項の規定により厚生労働省に設けられた共済組合に関すること。

六　国立ハンセン病療養所において行うべき国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の国の医療政策として国立ハンセン病療養所が担うべき医療の提供に関すること。

七　国立ハンセン病療養所が行う研究並びに保健医療に関する技術者の養成及び研修に関すること。

八　国立ハンセン病療養所の医療に関する業務の指導及び監督に関すること。

九　国立ハンセン病療養所に係る経費の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十　国立ハンセン病療養所に係る行政財産及び物品の管理に関すること。

十一　国立ハンセン病療養所の職員並びに独立行政法人国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターの職員に貸与する宿舎に関すること。

十二　独立行政法人国立病院機構の組織及び運営一般に関すること。

十三　独立行政法人地域医療機能推進機構の組織及び運営一般に関すること。

十四　国立高度専門医療研究センターの組織及び運営一般に関すること。

第三十七条第二号及び第三十八条第四号中「指導課」を「地域医療計画課」に改める。

第三十九条の二を削る。

第五十九条第一項中「及び労災補償部」を削り、「四課」を「八課」に、「監督課」を「監督課
労災管理課
労働保険徴収課
補償課
労災保険業務課」に改め、同条第三項を削る。

第六十一条第一号中「労災補償部」を「労災管理課」に改め、同条第二号中「労働基準法」の下に「（昭和二十二年法律第四十九号）」を加える。

第六十二条第二号中「、労災補償部及び労働条件政策課」を「及び他課」に改め、同条第六号中「労災補償部」を「労災管理課」に改める。

第六十八条から第七十一条までを削り、第六十七条を第七十一条とし、第六十六条を第七十条とする。

第六十五条第一号中「第六十七条第四号」を「第七十一条第四号」に改め、同条を第六十九条とし、第六十四条を第六十八条とし、第六十三条を第六十七条とする。

第六十二条の次に次の四条を加える。

（労災管理課の所掌事務）

第六十三条　労災管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

イ　労働基準法の規定による災害補償及び政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関すること。

ロ　労働者の保護及び福利厚生に関すること（石綿による健康被害の救済に関することに限る。）。

二　都道府県労働局における災害補償及び労働者災害補償保険に係る事務の実施状況の監察に関すること。

三　労働保険特別会計の労災勘定の経理に関すること。

四　労働保険特別会計の労災勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、第一号イ及びロに掲げる事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（労働保険徴収課の所掌事務）

第六十四条　労働保険徴収課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働保険の保険関係の成立及び消滅に関すること。

二　労働保険料及び労働者災害補償保険の特別保険料並びにこれらに係る徴収金の徴収に関すること。

三　労働保険事務組合の業務に係る監督に関すること。

四　労働保険特別会計の徴収勘定の経理に関すること。

五　石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金及びこれに係る徴収金の徴収に関すること。

（補償課の所掌事務）

第六十五条　補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働基準法の規定による災害補償の実施に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

二　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による保険給付及びこれに係る徴収金の徴収に関すること（労災保険業務課の所掌に属するものを除く。）。

三　石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による特別遺族給付金の支給及びこれに係る徴収金の徴収に関すること（労災保険業務課の所掌に属するものを除く。）。

（労災保険業務課の所掌事務）

第六十六条　労災保険業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働者災害補償保険法に基づく年金たる保険給付、社会復帰促進等事業として行われる年金たる特別支給金及び労災就学等援護費の支給を行うこと。

二　労働者災害補償保険法に基づく療養の給付又は二次健康診断等給付を行う病院及び診療所に対する当該給付に要する費用の支払を行うこと。

三　労働者災害補償保険法に基づく保険給付に関する記録の作成を行うこと。

四　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）に規定する労災保険率、第二種特別加入保険料率及び第三種特別加入保険料率並びに労働者災害補償保険の特別保険料率に関する資料の作成を行うこと。

五　労働者災害補償保険に関する保険数理及び統計に関する資料の作成を行うこと。

六　災害補償及び労働者災害補償保険に係る支払事務に関する電子計算組織に関すること。

七　石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族年金の支給を行うこと。

八　石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金の支給に関する記録の作成を行うこと。

九　石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金に関する数理及び統計に関する資料の作成を行うこと。

十　石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金に係る支払事務に関する電子計算組織に関すること。

第百十八条中「六課」を「七課」に、「高齢者医療課」を「高齢者医療課
医療介護連携政策課」に改める。

第百十九条第一号中「こと」の下に「（医療介護連携政策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二号中「高齢者医療課及び調査課」を「他課」に改める。

第百二十一条の二第五号中「この条」の下に「及び次条第三号」を加える。